

蕪崎市教育大綱

(第2期)



平成31年3月
蕪崎市長・蕪崎市教育委員会

<1. 韮崎市教育大綱について>

(1)大綱策定の趣旨

本市では、2015年度(平成27年度)を初年度とした4年間を期間とする「教育大綱」を策定し、「将来を担う子どもをのびのび育むとともに、すべての世代が夢を持ち続けることができるまちづくり」を基本理念としたさまざまな教育の施策を計画的に推進してきました。

この間、加速度的に進む少子高齢、情報化、グローバル化などの教育行政を取り巻く社会情勢の変化や地方分権の進展、加えて働き方改革に始まる行政制度改革等、さまざまな状況の変化を受け、教育行政が抱える課題もより多様化してきたといえます。

国は新たに、2018年度から2022年度を期間とする第3期教育振興基本計画を策定し、今後の教育政策に関する基本的な方針として、 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 3 生涯学び、活躍できる環境を整える 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 5 教育政策推進のための基盤を整備する との5項目を示したところであります。

本年度(平成30年度)、本市のまちづくりの根幹となる最上位計画であり、総合的かつ計画的なまちづくりの指針として「韮崎市第7次総合計画」(以下「総合計画」という。)を策定しました。この「総合計画」は、「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき ～ チーム韮崎で 活力ある まちづくり ～」を、韮崎市の将来像としています。

本市においては、国の第3期教育振興基本計画を参酌し、この「総合計画」の将来像を見据え、整合性や連動性に配慮するとともに教育行政の現状の課題を踏まえた新たな教育の指針として、「韮崎市教育大綱(第2期)」(以下「教育大綱(第2期)」という。)を策定しました。

(2)大綱の期間

この「教育大綱(第2期)」の対象期間は、「総合計画」の計画期間に副うものとし、「基本計画」前期に合わせて平成31年度から平成34年度までの4年間とします。

また、効果的な教育行政の推進のためにこの「教育大綱(第2期)」を変更しようとするときは、総合教育会議において協議することとします。



<2. 教育大綱の基本理念>

基本理念

心身ともに健やかに 自ら学び 明日に夢を抱き
郷土を愛する 心豊かなひとづくり

教育はひとづくりであり、ひとづくりはまちづくりの礎です。

誰もが、心身ともに健康で、自らの意志で学び、己の可能性や夢、生きがいを見出す力を育む教育、そして、豊かな自然と古の人々が紡いだ歴史と文化に育まれた ふるさとにらさき を愛する、心豊かなひとづくりをめざします。

目 標

- 1 夢を持ち、明日を担う人材を育む教育
- 2 生きがいを持ち、明るく健やかな暮らしにつながる教育

<3. 基本方針>

本市では、教育大綱の基本理念の下、3つの基本方針により、教育行政を計画的に推進していきます。

基本方針 1

やさしさと思いやりを育み、楽しく学ぶことができる教育の充実

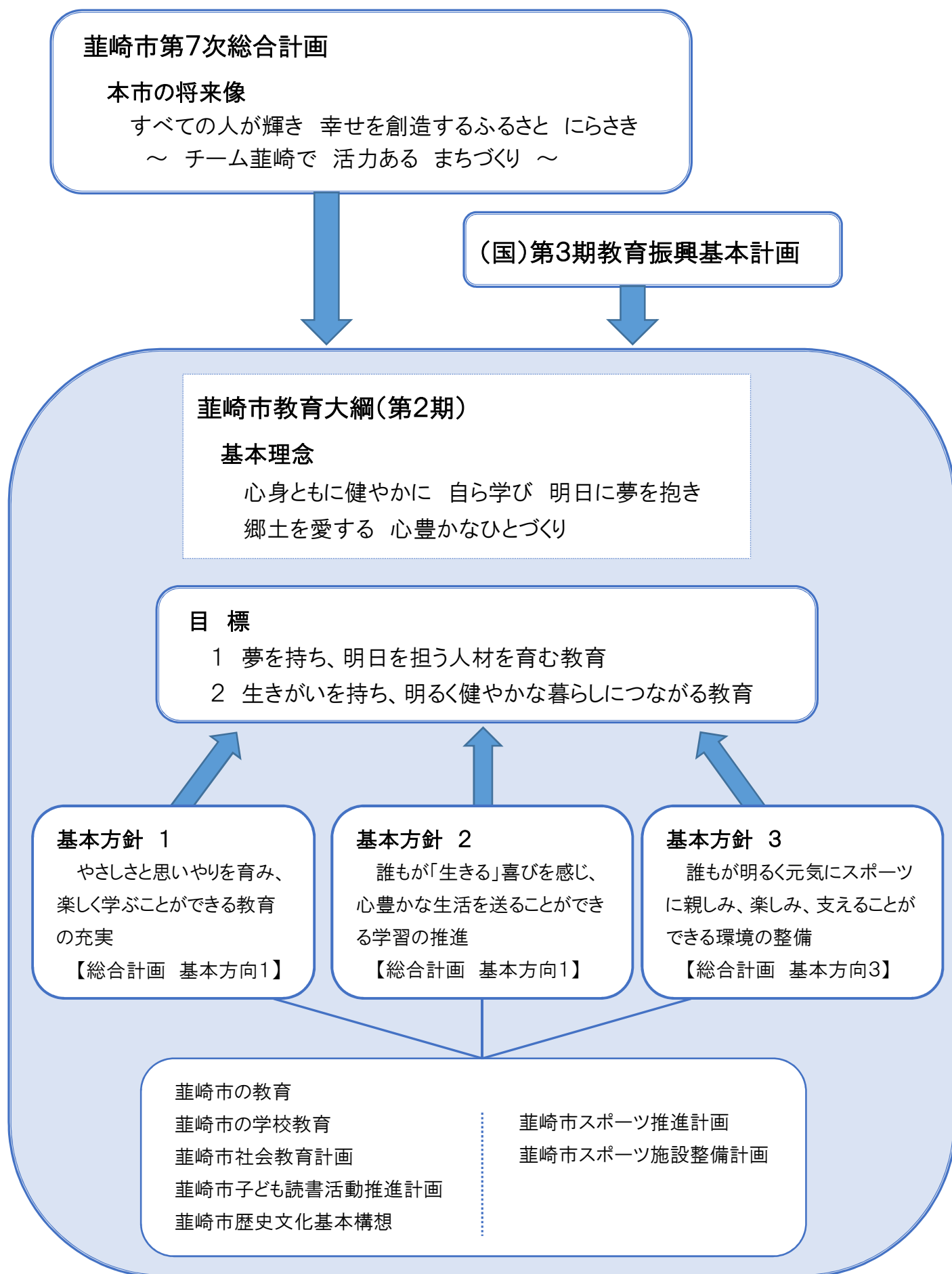
基本方針 2

誰もが「生きる」喜びを感じ、心豊かな生活を送ることができる学習の推進

基本方針 3

誰もが明るく元気にスポーツに親しみ、楽しみ、支えることができる環境の整備

<4. 推進体系>



<5. 重点施策>

基本方針 1

やさしさと思いやりを育み、楽しく学ぶことができる教育の充実

- (1) 将来につながる「生きる力」を育む教育の推進
「何のために学ぶのか」という学習の意義を踏まえ、確かな学力の育成、人を思いやる豊かな心の育成、健やかな体の育成に努めます。
- (2) 夢と希望を持ち、楽しく学ぶことができる教育環境の整備
グローバル社会を見据え、教育内容の充実を図り、先進的に取り組んでいる英語教育を更に推進するとともに、理科教育分野の充実を図ります。
また、情報活用能力のためのICT環境整備の推進と、安心・安全で快適に学ぶことができる学習環境の整備に努めます。
- (3) 幼児期からの一貫した教育支援体制の整備
幼稚園や保育園等から小学校、中学校へ円滑につないでいけるよう、家庭や関係機関等と連携を図ります。
- (4) 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上
学校と家庭、地域が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支え、共に地域活動を進めながら、学校内外を通じた子どもの生活の充実と地域の活性化に繋がります。
また、まちの歴史や文化にふれる学習や環境学習、様々な体験学習、食育の取り組みなど、地域に密着した教育を推進し、郷土愛の醸成に努めます。

基本方針 2

誰もが「生きる」喜びを感じ、心豊かな生活を送ることができる学習の推進

- (1) 市民のニーズに応じた学習の機会の提供
人生100年時代を見据え、子どもから高齢者までの全ての世代が求める、多種多様な生涯学習のニーズに応えるため、武田の里ライフカレッジや中央公民館での市民講座等の充実に努めます。
- (2) 生涯にわたる文化芸術活動の環境づくり
文化芸術活動の支援として、活動発表の場である生涯学習フェスタの充実を図り、学習意欲の向上に努めるとともに、活動グループや人材の育成を推進します。
また、生涯学習施設等の改修、整備を計画的に進めることにより、継続的な学習環境の整備を行います。

(3) 芸術文化鑑賞の機会の充実

葦崎文化ホールでの公演や葦崎大村美術館の企画展、また、幸福の小径へ連なるまちなか美術館の充実を図り、本物と触れ合う芸術鑑賞の機会を拡充します。

(4) 図書館での自主的な学習活動への支援

大村智博士の名を冠するにふさわしい、だれでも気軽に利用することができる図書館として、その機能の充実を図り、学習意欲の向上に繋がります。

(5) 歴史文化資源の継承と保護活動の推進

市民とともに育んできた歴史・文化の継承及び保護活動の推進を図り、次世代につなげる土壌づくりを進めます。

(6) 地域の歴史的魅力や特色の情報発信

地域の文化財の保護（保存・活用）を推進するため、歴史再発見ウォーク、遺跡見学会、企画展等の情報発信の機会の拡充に努めます。

また、情報発信の核となる偉人資料館、民俗資料館などを充実します。

(7) 歴史文化を尊重したストーリーに基づく文化財の保存活用

日本遺産認定に関わる縄文の文化財群の活用として、その背景にある地域の歴史的魅力や特色を通じたストーリーにより、地域の活性化に努めます。

基本方針 3

誰もが明るく元気にスポーツに親しみ、楽しみ、支えることができる環境の整備

(1) 「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむ機会の提供

子どもから高齢者、障がい児・者までの全ての市民が、各々のライフステージや興味、能力等に応じたスポーツに親しむ機会の創出と、その活動の推進に努めます。

(2) 施設の充実や効果的な管理・運営体制の構築

葦崎市スポーツ施設整備計画に基づき、老朽化の進む体育施設の整備を順次進めるとともに、その運営方法についても効率的、効果的な方法を検討します。

(3) スポーツを通じた地域やまちの活力づくりの支援

スポーツイベントの開催や、各種団体が実施するスポーツイベントへの協力を通して、その育成を図ります。

(4) 次世代アスリートの育成

競技の普及や競技力向上のために、競技者や指導者の育成に努めます。